

令和6年 第2回

北海道後期高齢者医療広域連合議会定例会

議案集

議案説明資料

目 次

議案番号	件 名
7	令和5年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
8	令和5年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計歳入歳出決算の認定について
9	令和6年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）
10	令和6年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計補正予算（第1号）
11	北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案

令和6年

第2回定例会

議案第7号

令和5年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について

会計管理者から令和5年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算が別冊のとおり提出されたので、地方自治法第292条において準用する同法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年11月11日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 原 田 裕

(議案第7号)

令和5年度北海道後期高齢者医療広域連合
一般会計歳入歳出決算の認定について

目 的

会計管理者から令和5年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算が別冊のとおり提出されたので、地方自治法第292条において準用する同法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

概 要

令和5年度一般会計歳入歳出決算は、次のとおり。

予算現額	3,329,360,000円
歳入総額	3,328,099,131円
歳出総額	3,198,065,881円
差引額	130,033,250円

詳細は、別添「令和5年度主要施策の成果説明書」及び「令和5年度北海道の後期高齢者医療」を参照。

令和6年

第2回定例会

議案第8号

令和5年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計歳入歳出決算
の認定について

会計管理者から令和5年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計歳入歳出決算が別冊のとおり提出されたので、地方自治法第292条において準用する同法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年11月11日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 原 田 裕

(議案第8号)

令和5年度北海道後期高齢者医療広域連合
後期高齢者医療会計歳入歳出決算の認定について

目 的

会計管理者から令和5年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計歳入歳出決算が別冊のとおり提出されたので、地方自治法第292条において準用する同法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

概 要

令和5年度後期高齢者医療会計歳入歳出決算は、次のとおり。

予算現額 978,617,494,000円

歳入総額 955,247,076,964円

歳出総額 924,807,210,895円

差引額 30,439,866,069円

うち翌年度へ繰り越すべき財源 1,189,055,000円

詳細は、別添「令和5年度主要施策の成果説明書」及び「令和5年度北海道の後期高齢者医療」を参照。

令和6年

第2回定例会

議案第9号

令和6年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）

令和6年度北海道後期高齢者医療広域連合の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,583,914千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第292条において準用する同法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和6年11月11日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 原 田 裕

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		千円 2,366,653	千円 △ 130,008	千円 2,236,645
	1 負担金	2,366,653	△ 130,008	2,236,645
4 繰入金		210,269	65,017	275,286
	1 基金繰入金	210,269	65,017	275,286
5 繰越金		1	65,016	65,017
	1 繰越金	1	65,016	65,017
歳入合計		2,583,889	25	2,583,914

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
4 諸支出金		千円 2,371,105	千円 25	千円 2,371,130
	2 償還金及び還付加算金等	1	25	26
歳出合計		2,583,889	25	2,583,914

第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額
事務局用サーバー等賃借料	令和7年度から令和12年度まで	千円 22,506

(議案第9号)

令和6年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)

目的

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,583,914千円と定める。

概要

【歳入】

1款 分担金及び負担金 1項 負担金

補正前の額 2,366,653千円

補正額 △130,008千円

計 2,236,645千円

～ 令和5年度市町村事務費負担金の精算

(市町村事務費負担金 △130,008千円)

4款 繰入金 1項 基金繰入金

補正前の額 210,269千円

補正額 65,017千円

計 275,286千円

～ 令和5年度市町村事務費負担金の精算に伴う財源

(財政調整基金繰入金 65,017千円)

5款 繰越金 1項 繰越金

補正前の額 1千円

補正額 65,016千円

計 65,017千円

～ 令和5年度市町村事務費負担金及び国庫支出金(広報事業に係る経費等)の精算に伴う財源

(前年度繰越金 65,016千円)

歳入合計

補正前の額 2,583,889千円

補正額 25千円

計 2,583,914千円

【歳 出】

4款 諸支出金 2項 償還金及び還付加算金等

補正前の額 1千円

補 正 額 25千円

計 26千円

～ 令和5年度後期高齢者医療財政調整交付金の精算
(国庫支出金等返還金 25千円)

歳出合計

補正前の額 2,583,889千円

補 正 額 25千円

計 2,583,914千円

【債務負担行為】

次の業務について、令和6年度中の契約が必要であるため、契約に係る債務負担行為を設定する。

ア 事務局用サーバー等賃借料 22,506千円

令和6年

第2回定例会

議案第10号

令和6年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計補正予算

(第1号)

令和6年度北海道後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14,189,690千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ984,536,358千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年11月11日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 原 田 裕

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市町村支出金		千円 167,990,903	千円 △ 4,476,552	千円 163,514,351
	1 市町村負担金	167,990,903	△ 4,476,552	163,514,351
4 支払基金交付金		367,963,727	△ 3,008,215	364,955,512
	1 支払基金交付金	367,963,727	△ 3,008,215	364,955,512
8 繰越金		7,576,355	21,674,457	29,250,812
	1 繰越金	7,576,355	21,674,457	29,250,812
歳入合計		970,346,668	14,189,690	984,536,358

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療費		千円 969,928,369	千円 2,662,115	千円 972,590,484
	2 保険給付費	967,031,282	2,653,552	969,684,834
	3 支払基金拠出金	595,186	8,563	603,749
3 諸支出金		411,680	11,527,575	11,939,255
	2 償還金及び還付加算金等	93,711	11,527,575	11,621,286
歳出合計		970,346,668	14,189,690	984,536,358

(議案第10号)

令和6年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計補正予算
(第1号)

目的

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14,189,690千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ984,536,358千円と定める。

概要

【歳入】

1款 市町村支出金 1項 市町村負担金
補正前の額 167,990,903千円
補正額 △4,476,552千円
計 163,514,351千円
～ 令和5年度市町村療養給付費負担金の精算
(療養給付費負担金 △4,476,552千円)

4款 支払基金交付金 1項 支払基金交付金
補正前の額 367,963,727千円
補正額 △3,008,215千円
計 364,955,512千円
～ 令和5年度後期高齢者交付金の精算
(後期高齢者交付金 △3,008,215千円)

8款 繰越金 1項 繰越金
補正前の額 7,576,355千円
補正額 21,674,457千円
計 29,250,812千円
～ 令和5年度国庫療養給付費負担金ほか精算に伴う財源
(前年度繰越金 21,674,457千円)

歳入合計

補正前の額 970,346,668千円
補正額 14,189,690千円
計 984,536,358千円

【歳 出】

1 款 後期高齢者医療費 2 項 保険給付費
補正前の額 9 6 7, 0 3 1, 2 8 2 千円
補 正 額 2, 6 5 3, 5 5 2 千円
計 9 6 9, 6 8 4, 8 3 4 千円
～ 令和 5 年度精算後剰余金の運営安定化基金への積み立て
(運営安定化基金積立金 2, 6 5 3, 5 5 2 千円)

1 款 後期高齢者医療費 3 項 支払基金拠出金
補正前の額 5 9 5, 1 8 6 千円
補 正 額 8, 5 6 3 千円
計 6 0 3, 7 4 9 千円
～ 令和 6 年度出産育児支援金決定額の増加
(出産育児支援金 8, 5 6 3 千円)

3 款 諸支出金 2 項 償還金及び還付加算金等
補正前の額 9 3, 7 1 1 千円
補 正 額 1 1, 5 2 7, 5 7 5 千円
計 1 1, 6 2 1, 2 8 6 千円
～ 令和 5 年度国庫支出金等の精算
(国庫支出金等返還金 1 1, 5 2 7, 5 7 5 千円)

歳出合計

補正前の額 9 7 0, 3 4 6, 6 6 8 千円
補 正 額 1 4, 1 8 9, 6 9 0 千円
計 9 8 4, 5 3 6, 3 5 8 千円

令和6年

第2回定例会

議案第11号

北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年11月11日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 原 田 裕

北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年北海道後期高齢者医療広域連合条例第31号）の一部を次のように改正する。

目次中「第6章 罰則（第24条-第28条）」を「第6章 罰則（第24条-第27条）」に改める。

第17条中「6か月」の次に「（ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年）」を加える。

第25条を削る。

第26条を第25条とし、第27条を第26条とし、第28条を第27条とする。

第28条第1項中「前4条」を「前3条」に改める。

第28条第2項中「前4条」を「前3条」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の第17条の規定は、令和6年度分の保険料のうち令和6年12月以後の期間に係るもの及び令和7年度以後の保険料について適用し、令和6年度分のうち令和6年11月以前の期間に係るもの及び令和5

年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

第3条 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(令和6年政令第260号)第10条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(提案理由)

当該条例案は、急患等の場合に、治療に要した医療費の負担能力があるにもかかわらず、預貯金を引き出せない等の事情により直ちに医療費を支払うことができないこと等により、生活保護の開始を決定した場合、後に負担能力があることが判明し生活保護費の返還義務が発生することで、本人に予期せぬ支払いが請求されることとなる。こうした事案の発生を未然に防ぐため、国の通知に基づき、保険料の徴収猶予の期間を最長1年間とする規定整備について行うものです。

また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、被保険者証が廃止されることから、被保険者証の返還に応じない場合の罰則規定の削除に係る所要の規定整備についても併せて行うものであります。

<p>北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案</p>	
<p>目 的</p>	<p>急患等の場合に、治療に要した医療費の負担能力があるにもかかわらず、預貯金を引き出せない等の事情により直ちに医療費を支払うことができないこと等により、生活保護の開始を決定した場合、後に負担能力があることが判明し生活保護費の返還義務が発生することで、本人に予期せぬ支払いが請求されることとなる。こうした事案の発生を未然に防ぐため、国の通知に基づき、保険料の徴収猶予の期間を最長 1 年間とする規定整備について行う。</p> <p>また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、被保険者証が廃止されることから、被保険者証の返還に応じない場合の罰則規定の削除に係る所要の規定整備も併せて行う。</p>
<p>概 要</p>	<p>1 徴収猶予の期間に関するただし書きを追加 (第 1 7 条)</p> <p>急患等で医療機関等を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの徴収猶予の期間を最長 1 年とする。</p> <p>ただし、令和 6 年 1 2 月以後及び令和 7 年以後の保険料に適用するものとし、令和 6 年 1 1 月以前の期間に係るもの及び令和 5 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。</p> <p>2 罰則規定の削除 (第 2 5 条)</p> <p>被保険者証の返還に応じない場合の罰則規定を削除する。</p> <p>ただし、発行済みの被保険者証で有効であるものにおいては、改正前の高齢者の医療の確保に関する法律第 5 4 条第 4 項及び第 5 項の規定の例によることとされる被保険者証に係るこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>3 第 2 6 条以降の条文の繰り上げ (第 2 6 条～第 2 7 条)</p> <p>第 2 5 条の削除に伴う条文の繰り上げ等の規定整備を行う。</p> <p>4 施行期日</p> <p>令和 6 年 1 2 月 2 日</p>